

社会福祉法人 大和清風会
高齢者介護福祉施設 サンホーム鶴間
重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人大和清風会 高齢者介護福祉施設サンホーム鶴間
所在地	神奈川県大和市西鶴間八丁目1番2号
介護保険事業所番号	神奈川県 1473000196号
施設管理者	施設長 天野 宏一
電話番号	046(277)0033

2 事業所の職員体制等

職 種	常勤換算	指定基準
施設長(管理者)	1	1
事務長	0	必要数
介護職員	37.1	28
生活相談員	2	1
看護職員	5.3	3
機能訓練指導員	1	1
介護支援専門員	1	1
管理栄養士	1	1
医師(内・歯・精神)	0.3	必要数
調理員	7.4	必要数
事務担当職員	5	必要数

3 設備の概要(建物の延べ床面積 4,187.46㎡)

区 分	室 数		備 考
入所定員	80名		
居室	4人部屋	14室	多床室
	2人部屋	12室	多床室
食堂	2室		
機能訓練室	1室		
浴室	2室		座位式機械浴・臥床式機械浴
トイレ	10ヶ所		
洗面所	10ヶ所		
医務室	1室		
静養室	1室		
面接室	2室		
談話室	2室		

4 サービス内容

- ① 居室の提供 2人部屋、4人部屋を用意しています。
- ② 食事 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者毎に栄養計画を立て、ご家族に説明、同意の上、低栄養状態の改善に努めます。
著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者には、経口維持計画を策定し、ご家族の同意を得て、継続して経口での食事の摂取を進めます。利用者の自立支援の為に離床して食堂にて食事を摂取して頂くことを原則としています。
<食事時間> 朝食8:00～、昼食12:00～、夕食18:00～
- ③ 介護 入浴、排せつ、食事摂取、衣類の着脱等の介護、郵便物受領・送付や買物代行等日常生活上の援助を行います。
- ④ 入浴 週2回入浴を行ないます。入浴できない時には清拭となる場合があります。
- ⑤ 健康管理及び療養上の援助 医師や看護職員が健康管理を行います。
<医師の診察時間> 内科：毎週月曜、金曜
歯科：月1回 不定期
精神科：第2・4水曜
夜間については、看護職員の連絡・対応体制を整備しています。終末期においては「看取りに関する指針」を定めています。
- ⑤ 機能回復訓練 個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施します。
- ⑦ 教養娯楽設備の提供及びレクリエーション 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、グループワークを実施します。
- ⑧ 相談及び援助 快適な生活が送れるよう相談に対し援助します。
- ⑨ 行政手続きの代行 介護保険更新手続き等を行ないます。

5 利用者負担金

- ① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、(1)介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、(2)介護保険の給付の対象とならないサービス（個人サービス費）の2種類に分かれます。

【なお、(2)の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があればお尋ねください。】

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額

※介護報酬1単位当たりの単価 大和市 5級地 10,45円

1. 基本料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		6,155円 (589単位)	6,886円 (659単位)	7,649円 (732単位)	8,380円 (802単位)	9,101円 (871単位)
2. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	5,539円	6,197円	6,884円	7,542円	8,190円
	2割負担	4,924円	5,508円	6,119円	6,704円	7,280円
	3割負担	4,308円	4,820円	5,354円	5,866円	6,370円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割負担	616円	689円	765円	838円	911円
	2割負担	1,231円	1,378円	1,530円	1,676円	1,821円
	3割負担	1,847円	2,066円	2,295円	2,514円	2,731円
4. 居室に係る自己負担額		870円				
5. 食費に係る自己負担額		1,950円				

6. 加算料金等 (1割負担の場合の自己負担額)	ア	日常生活継続支援加算	1日	38円
	イ	個別機能訓練加算	1日	13円
	ウ	夜勤職員配置加算 (I口)	1日	14円
	エ	精神科医療養指導加算	1日	6円
	オ	看護体制加算 (I)	1日	5円
	カ	看護体制加算 (II)	1日	9円
	キ	排せつ支援加算 (I)	1月	11円
	ク	排せつ支援加算 (II)	1月	16円
	ケ	排せつ支援加算 (III)	1月	21円
	コ	褥瘡マネジメント加算 (I)	1月	4円
	サ	褥瘡マネジメント加算 (II)	1月	14円
	シ	初期加算	1日	36円
	ス	外泊時費用	1日	293円
	セ	科学的介護推進体制加算 I	1月	48円
	ソ	科学的介護推進体制加算 II	1月	60円
	タ	経口維持加算 (I)	1月	418円
	チ	経口維持加算 (II)	1月	105円
	ツ	療養食加算	1回	8円
	テ	口腔衛生管理加算 (I)	1月	94円
	ト	生産性向上推進体制加算	1月	12円
	ナ	若年性認知症利用者受入加算	1日	144円
	ニ	看取り介護加算 (I)	31~45日前	86円
			4~30日前	172円
			前日・前々日	810円
			死亡日	1,525円
	ヌ	在宅サービスを利用した時の費用	1日	586円
	ネ	再入所時栄養連携加算	1回	418円
ノ	安全対策体制加算	入所時	24円	
ハ	協力医療機関連携加算	1月	60円	
ヒ	介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数 (総単位数) にサービス別加算率 (14%) を乗じた 単位数で算定		

☆利用者がまだ、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

☆利用者が入院・外泊をした場合、1月につき6日分の外泊時加算自己負担額 (自己負担額 :

1日/293円) 及び居室に係る自己負担額をお支払い頂きますが、第1~3段階の方は、6日までは居住費については、負担限度額認定証の適用が受けられます。但し、利用者は入院・外泊期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合は、料金を支払う必要はありません。

☆居住費と食費に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が自己負担額となります。

◇以下の要件をすべて満たす方の場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

- ・本人及び世帯全員が市町村民税非課税（市町村民税世帯非課税者）である
- ・世帯が違っていても配偶者が市町村民税非課税である
- ・預貯金等が一定額以下である

対象者		区分	居住費 多床室（相部屋）	食費
本人および 世帯全員が 市町村民税 非課税であ って	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 1段階	0	300円
	本人年金収入等が 80万円以下	利用者負担 2段階	430円	390円
	本人年金収入等が年間80万 円超120万円以下	利用者負担 3段階①	430円	650円
	本人年金収入等が年間120 万超	利用者負担 3段階②	430円	1,360円
上記以外の方 (施設との契約により設定されます)		利用者負担 4段階	870円	1,950円

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（個人サービス費）

サービスの区分	内容および金額	
特別な食事	元旦祭・園庭食事会・開所記念行事・敬老会・忘年会 各 1,000円	
理髪サービス	1回 1600円	
文書作成料	1件 1000円	
その他の費用	・日用品費	・歯ブラシ：1本100円 ・クルリーナブラシ：1本800円 ・義歯洗浄剤：1個10円 ・液体歯磨き：1本900円、 ・ボックスティッシュ：1箱100円 ・スポンジブラシ：20円 ※ただし、ご家族で調達できる場合は必要ではありません
	・教養娯楽費	・生け花 1回 500円 ・工作折り紙 1回 200円 ・書道 1回 300円 ・お茶会 1回 300円
	・健康管理費	・インフルエンザ等予防接種費 実費
	・財産の保全・管理・支払代行サービス	1月 2,000円
	その他の費用	・外出付き添い 1時間当たり 1,000円
その他の費用	・移送（通院・入院関係は含みません） （※片道5 km以上は別途 1 kmあたり 100円）	1目的 1,000円
	・ドライブ等	実費

	・電池	実費
	・電気代（施設持ち込みの電気器具について）	
	小型テレビ等（平均5時間使用）	1日 100円
	電気アンカ（平均11時間使用）	1日 25円
	電気毛布（平均11時間使用）	1日 25円
	・契約終了後の残置物処分サービス	1回 3,000円

※算出方法の関係上、利用日数に応じて金額に若干の差異が生じます詳細につきましては、担当者へお問い合わせください。

◎ 支払方法

利用者負担金は、郵便局口座からの自動引き落とし、もしくは下記の指定口座にお振込み下さい。どちらもサービスを提供した翌月末日のお引き落とし、お振込みとなります。財産の保全・管理・支払代行サービスをご利用される場合は、ご本人の口座からの引き落としとなります。なお、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

<振込み指定口座>

さがみ農業協同組合 鶴間支店 普通預金 6326978

社会福祉法人 大和清風会 理事長 天野宏一（あまのこういち）

6 当施設の法人理念

- ① 社会福祉法人大和清風会は、地域福祉の発展及び高齢者福祉の向上に努めます。
- ② 社会福祉法人大和清風会は、地域福祉の拠点として、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、高齢者が住み慣れた施設や地域で自分らしい生活を最期まで送れるように支援します。
- ③ 社会福祉法人大和清風会の役職員は、質の高いサービスが提供できるよう、日々、研究・研修に励み専門性の向上に努めます。
- ④ 社会福祉法人大和清風会の役職員は、明るく、楽しく、元気よく、高齢者支援に努めます。

7 サービス利用に当たっての留意点

- ① 面会時間 ○9：00～18：45
 ○面会簿に所定事項の記入をお願いいたします。
- ② 金銭・貴重品の管理 ○利用者は事業者と財産管理・預かり金管理委任契約を交わすことで、事業者へ介護費・食費の自己負担額及び介護保険給付外サービス費用に関する金銭出納管理を委託することができます。
- ③ 外出・外泊 ○外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
 ○外泊については、最長で月7泊8日とさせていただきます。
- ④ 喫煙 ○施設内の喫煙スペースにて、6：00～21：00の間で喫煙が可能です。

- ⑤ 設備の利用
- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
 - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、施設利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
 - 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。
- ⑤ 所持品の持ち込み
- 衣類や身の回りの品物、小型の電化製品、自己スペースにて対応できるもの以外のものは原則として持ち込むことができません。
 - 所持品へは、記名をお願いします。
 - 収納の関係上、ご家族等による季節ごとの衣類の入れ替え、持ち帰りが必要となります。
- ⑦ 施設外での受診
- 施設外での医療が必要な場合は、施設外の医療機関にて診察や入院治療を受けることができます。その際、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に対して利用者の心身等の情報を提供します。
 - 通院、入院手続きについてはご家族の対応となります。ただし、身元引受人が無い場合等やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

8 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 中央林間病院 木山 智 連絡先： 大和市中央林間4-14-18
緊急連絡先	氏名： 連絡先： ⇒『緊急連絡時等についての依頼書』に記載する通りとする。

※なお、『緊急連絡時等についての依頼書』については、日中・夜間3箇所までの連絡先をご指定下さい。ただし、急を要する際は、携帯電話や職場にご連絡させていただきますのでご了承下さい。また、連絡先に変更があった場合には、速やかにお申し出下さい。

9 協力病院等

医療機関の名称	中央林間病院
所在地	大和市中央林間4-14-18
診療科	総合科
医療機関の名称	大和市立病院
所在地	大和市深見西8-3-6
診療科	総合科

医療機関の名称	大和徳洲会病院
所在地	大和市中央4-4-12
診療科	総合科
医療機関の名称	湘陽かしわ台病院
所在地	海老名市柏ヶ谷584-2
診療科	総合科

10 看取りに関する指針

当施設は看取りに関する指針を定めています。医師によって看取り移行の時期に対する判断がなされ、その医師の協力のもと、利用者の意思の確認と家族の理解、協力が得られた場合において、利用者が最期のときまで心安らかに穏やかに過ごせるよう指針にそって援助します。

11 身体拘束の廃止

利用者へのサービス提供にあたっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、その際の状況及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ないと判断した理由を記録し、身体等を拘束する場合があります。

12 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設の苦情・相談窓口	電話番号	046-277-0033
	F A X	046-277-0880
	担当者	生活相談員 小川来夢 久保田あゆみ
	対応時間	月～土曜日 9:00～17:30

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

大和市介護保険課 相談窓口	所在地	大和市下鶴間1-1-1
	電話番号/F A X	046-260-5170/046-260-5158
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447

14 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 大和清風会 高齢者介護福祉施設 サンホーム鶴間
代表者名	理事長 天野 宏一
管理者名	施設長 天野 宏一

所在地・電話	神奈川県大和市西鶴間八丁目1番2号 046-277-0033
施設の種類	指定介護老人福祉施設 平成元年7月1日開設、平成12年1月11日指定 平成14年7月1日増床 神奈川県 1473000196
施設の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。 この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- ※平成17年 4月 1日 一部改定（職員体制、設備、支払方法、主治医、相談、苦情窓口等）
- ※平成17年10月 1日 一部改定（利用料、職員体制、喫煙、苦情窓口住所等）
- ※平成18年 4月 1日 一部改定（利用料、サービス内容、苦情窓口等）
- ※平成18年10月 1日 一部改定（サービス利用の留意点、緊急時の対応、身体拘束等）
- ※平成19年10月 1日 一部改定（職員体制、看取りに関する指針、相談窓口等）
- ※平成21年 4月 1日 一部改定（利用料金等）
- ※平成24年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、協力病院等）
- ※平成26年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、相談窓口等）
- ※平成27年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、相談窓口等）
- ※平成27年 8月 1日 一部改定（職員体制、利用料金等）
- ※平成29年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、法人理念、協力病院、相談窓口等）
- ※平成30年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、相談窓口等）
- ※令和元年10月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、相談窓口）
- ※令和3年 4月 1日 一部改定（職員体制、利用料金、法人理念）
- ※令和3年 8月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和4年 10月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和5年 4月 1日 一部改定（サービス内容、主治医）
- ※令和6年 4月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和6年 6月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和6年 8月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和7年 2月 1日 一部改定（利用料金）
- ※令和7年 4月 1日 一部改定（利用料金）

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 大和清風会
高齢者介護福祉施設サンホーム鶴間

説明者 _____

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 氏名 _____
身元引受人 氏名 _____